



「亀山市刈り草コンポスト化センター」移譲先運営事業者 の公募について

亀山市は、「亀山市刈り草コンポスト化センター」の運営を民間に移譲することを決定し、4月1日（金）から移譲先運営事業者の公募を開始します。

刈り草コンポスト化センターは、亀山市総合環境センターの分館に位置付け、亀山市関衛生センター敷地内に併設した一般廃棄物処理施設として、平成18年度から稼働してきました。本施設では、主に国、県及び市が管理する市域内の道路、公園、河川等における除草作業で発生する刈り草（一般廃棄物）を破砕処理し、自然発酵により堆肥化し、地域農業などへ提供することで、資源物として有効活用しています。

一方、同敷地内の関衛生センターし尿処理場は、処理の一元化を図り亀山市衛生公苑に統合するため、平成28年度末をもって閉鎖する予定です。

これまでし尿処理場と敷地及び一部の施設を共用し、本施設を運営してきましたが、今後単独施設として現在の直営を継続した場合、一層財政負担が大きくなる懸念されます。

これらのことから、本施設の運営をより効果的かつ効率的なものとするため、平成27年8月に運用方針を定め、民間活力を導入し、運営を移譲することとしました。この決定に伴い、4月1日（金）から移譲先運営事業者の公募を開始するものです。

なお、運営事業者募集に関する公募要領等の配布は、公募開始日から亀山市総合環境センターにおいて行うとともに、市ホームページにも掲示します。